

ID: 39

担当部署: 上下水道局

処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第24条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第24条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等) 第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。) (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。) 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日